

[ホーム](#) > [政策について](#) > 中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援について

中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援について

2026年3月27日更新

中小企業庁では、昨今の中東情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者向けに、以下の支援措置を実施しています。

1. 「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」の設置

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地域本部及び各地方経済産業局に設置されております「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に令和8年3月23日付で拡充し、困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付けます。

[\(参考資料1\)中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口一覧](#)  (612.1KB)

2. 政府系金融機関等による対応

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を、中東情勢により今後の影響が懸念される事業者にまで拡大します。なお、原油価格高騰をはじめとする原材料・エネルギーコスト増の影響を受けており、一定の要件を満たす場合には、金利の引下げを実施しています。

[\(参考資料2\)セーフティネット貸付\(経営環境変化対応資金\)の概要 PDF \(282.0KB\)](#)

3. 関係機関に対する要請

(1)中東情勢を踏まえた金融上の対応について

今般の中東情勢の影響を踏まえた事業者の資金調達の円滑化が求められていることを踏まえ、関係省庁とともに、官民金融機関等に対して事業者支援の徹底等を要請しました。要請文の詳細については、参考資料「要請文(中東情勢を踏まえた金融上の対応について)」をご覧ください。

詳細はこちら：[要請文\(中東情勢を踏まえた金融上の対応について\) PDF \(149.4KB\)](#)

(2)価格転嫁・取引適正化について

今般の中東情勢の影響による原材料価格やエネルギーコストの上昇に伴い、中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念される中であっても、賃上げの継続が重要であり、適切な価格転嫁が行われるよう、関係省庁とともに、関係業界団体及び各府省庁等・地方公共団体に対して要請しました。

官民を挙げて推進してきた、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組が後退することのないよう、特に、発注者の皆様におかれましては、原材料価格やエネルギーコストの上昇を考慮した上で取引対価を決定するなど、特段の配慮をお願いいたします。

[要請文【業界団体向け】\(中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について\) PDF \(191.1KB\)](#)

[要請文【府省庁等向け】\(中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について\) PDF \(113.5KB\)](#)

[要請文【地方公共団体向け】\(中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について\) PDF \(108.4KB\)](#)

[要請文【業界団体向け】\(燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について\) PDF \(115.7KB\)](#)

中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
北海道	日本政策金融公庫	札幌支店	中小企業事業	011-281-5221
北海道	日本政策金融公庫	札幌支店	国民生活事業	0570-000202
北海道	日本政策金融公庫	札幌北支店	国民生活事業	0570-000230
北海道	日本政策金融公庫	旭川支店	中小企業事業	0166-24-4161
北海道	日本政策金融公庫	旭川支店	国民生活事業	0570-000266
北海道	日本政策金融公庫	函館支店	中小企業事業	0138-23-7175
北海道	日本政策金融公庫	函館支店	国民生活事業	0570-001009
北海道	日本政策金融公庫	帯広支店	国民生活事業	0570-001698
北海道	日本政策金融公庫	釧路支店	中小企業事業	0154-43-2541
北海道	日本政策金融公庫	釧路支店	国民生活事業	0570-002172
北海道	日本政策金融公庫	北見支店	国民生活事業	0570-002313
北海道	日本政策金融公庫	室蘭支店	国民生活事業	0570-002540
北海道	日本政策金融公庫	小樽支店	国民生活事業	0570-002986
北海道	商工中金	札幌支店		011-241-7231
北海道	商工中金	函館支店		0138-35-5022
北海道	商工中金	帯広支店		0155-23-3185
北海道	商工中金	釧路営業所		0154-42-0671
北海道	商工中金	旭川支店		0166-26-2181
北海道	北海道信用保証協会			011-241-2234
北海道	函館商工会議所			0138-23-1181
北海道	小樽商工会議所			0134-22-1177
北海道	札幌商工会議所			011-231-1076
北海道	旭川商工会議所			0166-22-8411
北海道	室蘭商工会議所			0143-22-3196
北海道	釧路商工会議所			0154-41-4141
北海道	帯広商工会議所			0155-25-7121
北海道	北見商工会議所			0157-23-4111
北海道	岩見沢商工会議所			0126-22-3445
北海道	留萌商工会議所			0164-42-2058
北海道	網走商工会議所			0152-43-3031
北海道	根室商工会議所			0153-24-2062
北海道	滝川商工会議所			0125-22-4341
北海道	稚内商工会議所			0162-23-4400
北海道	深川商工会議所			0164-22-3146
北海道	栗山商工会議所			0123-72-1278
北海道	美唄商工会議所			0126-63-4196
北海道	砂川商工会議所			0125-52-4294
北海道	紋別商工会議所			0158-23-1711
北海道	森商工会議所			01374-2-2432
北海道	士別商工会議所			0165-23-2144
北海道	富良野商工会議所			0167-22-3555
北海道	名寄商工会議所			01654-3-3155
北海道	遠軽商工会議所			0158-42-5201
北海道	江別商工会議所			011-382-3121
北海道	倶知安商工会議所			0136-22-1108

北海道	芦別商工会議所	0124-22-3444
北海道	夕張商工会議所	0123-52-3266
北海道	美幌商工会議所	01527-3-5251
北海道	歌志内商工会議所	0125-42-2495
北海道	赤平商工会議所	0125-32-2246
北海道	浦河商工会議所	0146-22-2366
北海道	伊達商工会議所	0142-23-2222
北海道	苫小牧商工会議所	0144-33-5454
北海道	留辺蘂商工会議所	0157-42-2221
北海道	岩内商工会議所	0135-62-1184
北海道	余市商工会議所	0135-23-2116
北海道	千歳商工会議所	0123-23-2175
北海道	上砂川商工会議所	0125-62-2410
北海道	登別商工会議所	0143-85-4111
北海道	恵庭商工会議所	0123-34-1111
北海道	石狩商工会議所	0133-72-2111
北海道	北海道商工会連合会	011-251-0101
北海道	北海道中小企業団体中央会	011-231-1919
北海道	北海道よろず支援拠点	011-232-2407
北海道	中小機構 北海道本部 企業支援部 企業支援課	011-210-7471
北海道	北海道経済産業局 産業部中小企業課	011-709-1783
全国	全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300

令和 8 年 3 月 27 日

各業界団体等代表者 殿

内閣総理大臣	高市	早苗
財務大臣兼金融担当大臣	片山	さつき
厚生労働大臣	上野	賢一郎
農林水産大臣	鈴木	憲和
経済産業大臣	赤澤	亮正

中東情勢を踏まえた金融上の対応について

官民の金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

今般の中東情勢を踏まえ、官民の金融機関等に対して、以下の事項について要請いたしますので、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

今般の中東情勢の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を、相談窓口の設置・運営等も通じて積極的に把握しつつ、資金繰りの相談に丁寧かつ親身に対応するなど、引き続き、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。

日本政策金融公庫等においては、必要に応じて、中東情勢の影響を受ける事業者を新たに対象に追加した特別相談窓口や、令和 8 年 4 月 1 日から金利引下げの対象拡充を予定しているセーフティネット貸付の活用等を促進すること。また、民間金融機関においても、必要に応じて、早期にこうした施策を事業者を紹介するなどの対応を行うこと。

また、事業者からの相談を広く受け付けるべく、金融庁においても専用の相談ダイヤルを早急に設置予定であり、金融機関においても、必要に応じて、当該相談ダイヤルを事業者を紹介すること。

既往債務の条件変更や借換え等については、引き続き、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者に寄り添った迅速かつ柔軟な対応を継続すること。また、金利見直し

の協議に際しては、金融機関が顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、必要に応じて、個別の実情を踏まえた適切な返済計画のアドバイスを行うこと。

政府においても、金融機関における相談対応状況に係る報告徴求・公表について、米国関税措置の影響を踏まえて令和7年4月に引き上げた現在の頻度を当面維持する予定であり、金融機関においても、引き続き、政府への報告を着実に実施すること。

事業者の抱える経営課題への対応を先送りせず、他の金融機関や中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の支援機関といった関係者との連携の下、必要な支援施策も活用しつつ、個別の実情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むこと。

上記の他、必要に応じて、経済産業省に設けられた「燃料油や石油製品等の供給に関する情報提供受付」（<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260314002/20260314002.html>）を事業者に紹介すること。

以 上

公 印 省 略
20260324中第6号
公取企第48号
令和8年3月27日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

公正取引委員会委員長

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏
まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮につ
いて

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格が高騰しています。昨年来、米国の関税措置や特定国によるレアメタル・レアアースの輸出管理の厳格化など、国際情勢の変化が原材料価格に影響を与えている中で、今般の原油価格の高騰の影響も加わり、原材料価格やエネルギーコストが広範に上昇することによって、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが強く懸念されています。

かかる状況下においても、中小企業・小規模事業者が賃上げを継続できる環境を整備するため、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組が阻害されることのないよう、貴団体におかれましては、団体所属の委託事業者等に対し、下記の事項について周知徹底を図るなど、適切な措置を講じていただくよう、要請いたします。

記

1. 取適法・振興法の遵守、サプライチェーン全体での取引適正化

中小受託事業者と委託事業者との取引については、本年1月1日に施行された中小受託取引適正化法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）。以下「取適法」という。）において、協議に応じない一方的な代金決定を禁止するほか、通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定める「買ったたき」や、有償支給原材料等の代金を支払日より早く支払わせることなどを禁止しています。

また、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。）第3条に基づく「振興基準」においても、「取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するもの」とされています。

これらを踏まえ、中小受託事業者から価格交渉の申出があった場合には、積極的に応じ、原材料価格、エネルギーコスト、労務費等の上昇分を考慮した上で、十分に協議を行い、取引対価を決定するなど、適切な価格決定を行ってください。特に、直近で急激に価格が上昇している原材料・エネルギー等を使用して製品等を製造している事業者に対しては、当該原材料・エネルギー等の価格上昇分を取引対価に反映するため、通常の価格改定の時期を待たずに積極的に協議を行うなど、特段の配慮をいただきますよう、お願いいたします。

さらに、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））では、取引の対価の一方的な決定や、不当な減額、支払遅延など、取引上の優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を禁止しています。

取適法や振興法、独占禁止法の趣旨を踏まえ、原油をはじめとする、原材料・エネルギー等の世界的な供給不安定化や価格上昇が危惧される中においても、中小企業・小規模事業者が賃上げを継続できる環境を整備するため、取適法の対象取引に限らず、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

2. 相談窓口・資金繰り支援の周知

中小企業庁では、昨今の国際情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、全国約1,000箇所に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置しています（参考1参照）。

また、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）において、原油価格高騰をはじめとする原材料価格・エネルギーコストの上昇による影響を受けており、一定の要件を満たす事業者に対して、金利の引下げを実施しています（参考2参照）。

さらに、中小企業庁では、企業間の取引全般に関する相談について弁護士等の無料相談などで対応する「取引かけこみ寺」を全国48か所に設置し、各種

の相談対応を行っています（参考3参照）。また、公正取引委員会では、「買ったたき」を含む取適法の解釈に関する相談を受け付ける「不当なし寄せに関する取適法の相談窓口」を設置し、相談を受け付けています（参考4参照）。

これらの取組について、会員企業をはじめとする関係事業者に広く周知をいただきますよう、お願いいたします。

3. 取引適正化に係る調査への協力

(1) 中小企業庁による調査

中小企業庁は、毎年3月、9月に設定した「価格交渉促進月間」のフォローアップとして、本年4月から、中小企業30万社へのアンケート調査や、取引Gメンによるヒアリングを実施します。当該調査結果は、業種別に集計し公表するとともに、発注者ごとに価格交渉・価格転嫁等の状況を整理した「発注者リスト」を公表します。また、状況が芳しくない事業者に対しては、振興法第4条に基づく指導・助言、勸奨を実施しています（参考5参照）。

本件調査は、取引先との関係について、実情を国にお伝えいただく貴重な機会ですので、アンケート票が届いた中小企業におかれては、ぜひ積極的に御回答いただきますよう、御協力をお願いいたします。

(2) 公正取引委員会による調査

公正取引委員会は、毎年、「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施し、令和7年度は令和7年12月にその結果を公表したところです（参考6参照）。当該調査では、価格転嫁を妨げていることが疑われる等の発注者に対し、立入調査の実施や注意喚起文書の送付を行ってきたほか、相当数の取引先について協議を経ない取引対価の据置き等が確認された場合には、事業者名を公表してきました。当該調査については、令和8年度においても引き続き実施する予定です。

本調査は、価格転嫁を推進する上で事業者の皆様からの情報が非常に重要であるところ、アンケート票が届いた事業者におかれては、ぜひ積極的に御解答いただきますよう、御協力をお願いいたします。

4. 違反行為に関する情報提供

公正取引委員会及び中小企業庁は、「買ったたき」などの違反行為を行っている委託事業者に関する情報を中小受託事業者が匿名で提供できる「違反行為情報提供フォーム」を通じて、広範に情報を受け付けています（参考7参照）。法違反が懸念される取引の状況については、積極的に情報を提供いただきますよう、お願いいたします。

公正取引委員会は、関係省庁と緊密に連携しつつ、中小受託事業者等から寄せられる情報も活用し、執行強化の取組を進め、取適法及び独占禁止法違反行為に対して厳正に対処していくこととしています。これらの取組についても、会員企業をはじめとする関係事業者に広く周知をいただきますよう、お願いいたします。

以上

【参考1】 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260323004/20260323004.html>

【参考2】 日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m_t.html

【参考3】 取引かけこみ寺
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

【参考4】 不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口
<https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/shitauke.html>

【参考5】 「価格交渉促進月間」の取組及び調査結果
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

【参考6】 「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251215_tokubetsuchousa.kekka.honbun.html

【参考7】 違反行為情報提供フォーム
公正取引委員会
<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

中小企業庁
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/law_daikin.html

経済産業省

公 印 省 略
20260325中第4号
令和8年3月27日

各府省庁等の長 殿

経済産業大臣

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格が高騰しています。昨年来、米国の関税措置や特定国によるレアメタル・レアアースの輸出管理の厳格化など、国際情勢の変化が原材料価格に影響を与えている中で、今般の原油価格の高騰の影響も加わり、原材料価格やエネルギーコストが広範に上昇することによって、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが強く懸念されています。

現下の状況を踏まえ、貴職におかれましては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条の規定に基づき、令和7年4月22日に閣議決定された「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（5）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応の記載を踏まえ、下記の1.に記載した事項について遺漏なく対応するとともに、地方支分部局を含む関係部局及び所管する独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及びデジタル庁を除く。）にも、周知徹底されるよう要請します。併せて、2.に記載した事項について、必要に応じて事業者へ広く情報提供頂きますようお願いいたします。

記

1. 令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた対応

- ① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。

さらに、発注者である国等は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容

の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。
なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。

- ② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定、令和8年1月1日改正。以下「労務費の指針」という。）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況の評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

2. 相談対応・資金繰り支援の周知

中小企業庁では、昨今の国際情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、全国約1,000箇所に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置している（参考1参照）。

また、企業間の取引全般に関する相談について弁護士等の無料相談などで対応する「取引かけこみ寺」を全国48か所に設置し、各種の相談対応を行っている（参考2参照）。

中小企業・小規模事業者から相談があった場合に、必要に応じこれらについて周知を行うこと。

【参考1】中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260323004/20260323004.html>

【参考2】取引かけこみ寺
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

※発出先：

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長、内閣総理大臣、デジタル大臣、復興大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣

経済産業省

公 印 省 略
20260325中第4号
令和8年3月27日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格が高騰しています。昨年来、米国の関税措置や特定国によるレアメタル・レアアースの輸出管理の厳格化など、国際情勢の変化が原材料価格に影響を与えている中で、今般の原油価格の高騰の影響も加わり、原材料価格やエネルギーコストが広範に上昇することによって、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが強く懸念されています。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条では、地方公共団体は、国の施策に準じ、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。

現下の状況を踏まえ、貴職におかれましては、令和7年4月22日に閣議決定された「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（5）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応の記載を踏まえ、下記の事項について、引き続き格別の配慮をお願いします。併せて、貴都道府県内の市区町村に対しても周知徹底されるよう要請します。

記

1. 令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた対応

- ① 公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。

さらに、発注者は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更につ

いて協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。

- ② 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、重点支援地方交付金の活用や契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定、令和8年1月1日改正。以下「労務費の指針」という。）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、官公需が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し発注者から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

2. 相談対応・資金繰り支援の周知

中小企業庁では、昨今の国際情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、全国約1,000箇所に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置している（参考1参照）。

また、企業間の取引全般に関する相談について弁護士等の無料相談などで対応する「取引かけこみ寺」を全国48か所に設置し、各種の相談対応を行っている（参考2参照）。

中小企業・小規模事業者から相談があった場合に、必要に応じこれらについて周知すること。

【参考1】中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260323004/20260323004.html>

【参考2】取引かけこみ寺

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

国自貨第710号
20260325 中庁第10号
公取企第49号
令和8年3月27日

農林水産省関係団体 代表者 殿
経済産業省関係団体 代表者 殿
国土交通省関係団体 代表者 殿
公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

国土交通大臣
(公印省略)
中小企業庁長官
(公印省略)
公正取引委員会委員長
(公印省略)

燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について（要請）

トラック運送業における取引適正化及び価格転嫁の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢を受け、トラック運送事業者が使用する軽油を含む燃料価格が高騰しつつあることに加え、石油販売会社がタンクローリーによる大口購入者向け軽油の販売停止や数量の制限を行っており、従前どおりの軽油の調達が難しくなっている状況がみられるなど、トラック運送事業者の事業運営に支障が生じることが懸念されております。

政府においては、燃料油価格の緊急的激変緩和措置を講じ、燃料価格の高騰を抑制するとともに、石油備蓄を放出することで、国内における燃料油の供給安定化を図っているところですが、我が国の国民生活や経済活動を支える社会インフラである物流を支えるトラック運送事業者が安定的に事業を継続するためには、これまで他業種と比べて価格転嫁が進んでいないトラック運送業において、運賃交渉・運賃改定の促進や燃料サーチャージ制度の導入などにより、今般の燃料価格の変動分も含め、荷主・元請事業者等に対する構造的な価格転嫁を実現することが不可欠です。

またその際、本年1月より、新たに、発荷主のトラック運送契約の一部が、中小受託取引適正化法（取適法）の適用対象とされたことも踏まえ、取適法等の関係法令及びこれらに基づき策定されたガイドライン等（トラック運送業における適正取引推進ガイドライン、各業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン及び労務費の適切な転嫁のための価格

交渉に関する指針(労務費転嫁指針))に則った適正な取引を徹底いただくことが必要です。

つきましては、本日付けで経済産業大臣、公正取引委員会委員長、国土交通大臣を含む各省庁事業所管大臣の連名で、中小受託事業者に対する価格転嫁等に関する配慮要請を、関係事業者団体代表者あてに発出したところですが、特に、今般の燃料価格の高騰や燃料供給の制限による事業運営への影響が懸念されるトラック運送事業者の窮状について、主として発注者である荷主や元請事業者等の皆様にご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも、下記事項につきまして特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 運送受託者（実運送事業者等）との適切な協議による価格決定について

今般の燃料価格の高騰を受けて、軽油価格上昇分の運賃・料金への反映のため、燃料サーチャージ制度の導入や取引条件の変更に係る協議の求めがあつたにもかかわらず、交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに運賃・料金を据え置くことや、トラック運送事業者が運賃・料金の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で相手方に回答することなく、従来どおりに運賃・料金を据え置くことは、独占禁止法や取適法に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく、国土交通省トラック・物流Gメンによる働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となりうることにご注意ください。

その上で、現下の状況を踏まえ、燃料価格等が上昇した場合には、予め定めた運賃改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、運送受託者においては、物価等の価格変動が反映されている公表資料を基礎として、燃料サーチャージ制の導入を含めた運賃・料金の変更について協議を求めること、また、荷主・元請事業者においても、当該協議に誠実に応じ、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、運賃・料金が決定されるよう要請いたします。

2. 燃料サーチャージ制の導入について

国土交通省では、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年改定)において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定めているほか、令和6年3月に国土交通省が告示した「標準的運賃」では燃料サーチャージが規定され、各社が定めた基準価格を超えた場合は別に収受するよう定めています。

このような趣旨も踏まえ、荷主・元請事業者におかれては、運送を依頼するトラック運送事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め、燃料サーチャージ制を導入することについて十分に御理解いただき、当該制度の導入を受け入れていただくなど、燃料価格の変動を適切に運賃・料金に反映する取組を進めていただくよう要請いたします。

また具体的には、タンクローリーによる大口購入の軽油の供給が停止し、やむを得ず購入先を切り替えた結果として燃料の購入単価が上昇した場合など、先月28日からの現下の中東情勢の悪化前における軽油価格からの価格上昇を含め、実際の燃料費負担が増加した客観的事実がある場合には、当該燃料費の上昇分をご負担いただくようご配慮をお願いいたします。

以上

【参考資料】

- ・(国土交通省)トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf>

※ 燃料サーチャージ制運賃の導入例（燃料価格上昇前の額を基準価格とする例）

1. 基準となる燃料価格の設定（2月27日時点の価格）・・・（B）
2. 改定する価格帯（きざみ幅）の設定・・・（A）
3. 燃料サーチャージ算出上の価格の設定（購入時の価格）・・・（C）
4. 燃料価格上昇額の算出・・・（D）

$$C - B = \boxed{D} \text{ (円/L)}$$

改定する価格帯 (2月27日時点の価格) (A)	基準価格 (B)	燃料サーチャージ算出上価格 (購入時の価格) (C)	算出上の燃料価格上昇額 (D)
(B)未満	〇〇円	サーチャージ廃止	
(B)～〇〇円未満		(A)欄に示す平均値 C1 円	D1 円
〇〇～〇〇円未満		C2 円	D2 円
〇〇～〇〇円未満		C3 円	D3 円
〇〇～〇〇円未満		C4 円	D4 円
〇〇～〇〇円未満		C5 円	D5 円

- ・(国土交通省)トラック運送業における適正取引推進ガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001972281.pdf>

(トラック運送業における適正取引推進ガイドライン（令和7年12月改訂）より抜粋）

荷主と協議のうえ、軽油の基準価格を設定し、

〔燃料サーチャージ額＝

$$\text{キロ程 (km)} \div \text{燃費 (km/l)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/l)}〕$$

を運賃とは別建てで上乗せしている。(実運送事業者に再委託する場合にも、軽油価格上昇分を転嫁した運賃設定としている。)

燃料サーチャージの計算にあたっては、次のように取組を実施した。

- ① 基準となる燃料価格、燃料価格の一定の変動幅とその算定上の上昇額及び使用車両の燃費を把握し、設定する。
- ② 距離制貸切運賃など、トラックの運賃体系に対応した燃料サーチャージの適用方法を決定する。
- ③ 燃料サーチャージの改定及び廃止する場合の条件を設定し、適用時に荷主に明示して協議している。

- ・（国土交通省）標準的運賃について
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html
- ・（中小企業庁）受託適正取引等の推進のためのガイドライン
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>
- ・（内閣官房・公正取引委員会）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>
- ・（公正取引委員会）令和8年1月1日から、取適法の対象が特定運送委託まで拡大します。
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926_toriteki_mlitpatrol_leafilet.pdf
- ・（公正取引委員会）中小受託取引適正化法ガイドブック「下請法」は取適法へ
<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>
- ・（中小企業庁）価格交渉促進月間フォローアップ調査結果
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>